

国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則及び国立大学法人京都大学外国人教師就業規則の一部を改正する規則

第1条 国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則（平成16年達示第75号）の一部を次のように改正する。

（内容については、新旧対照表のとおり。）

第2条 国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）の一部を次のように改正する。

附則（平成16年達示第74号）に次の1項を加える。

3 この規則は、平成26年4月1日に在職する外国人教師について適用し、同日以降この規則に基づく新たな雇用は行わないものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、<u>外国人研究員の就業</u>について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(外国人研究員の定義)</p> <p>第2条 この規則において<u>外国人研究員</u>とは、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に京都大学が招へいし、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。</p> <p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、<u>外国人研究員の就業</u>に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定並びに就業規則第40条の規定により<u>外国人研究員</u>に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第27条第19号の規定は適用しない。</p> <p>2 <u>外国人研究員</u>の採用については、京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号）第3条第3項の規定を準用する。</p> <p>(雇用契約の期間)</p> <p>第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、<u>会計年度</u>の途中で契約する場合は、<u>その終期を当該年度の末日とする</u>。ただし、この期間は、<u>必要に応じて更新することができる</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>(給与)</p> <p>第6条 <u>外国人研究員</u>には、次の各号に掲げる給与を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、<u>招へい研究員の就業</u>について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において<u>招へい研究員</u>とは、<u>一定期間外国の大学、研究所その他教育研究機関若しくは国際協力関係団体等に所属し、又は所属していた者</u>で、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に京都大学が招へいし、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。</p> <p>2 <u>前項に規定する招へい研究員のうち、「京大グローバルアカデミー構想」に係る事業（当該事業に関連する事業であつて総長が特に必要と認める事業を含む。）を実施するために雇用する者は、特別招へい教授という。</u></p> <p>(他の規則等との関係)</p> <p>第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、<u>招へい研究員の就業</u>に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定並びに就業規則第40条の規定により<u>招へい研究員</u>に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第27条第19号の規定は適用しない。</p> <p>2 <u>招へい研究員</u>の採用については、京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号）第3条第3項の規定を準用する。</p> <p>(雇用契約の期間)</p> <p>第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、<u>通算1年の期間を限度として、更新することができる</u>。ただし、<u>特別招へい教授の雇用契約の期間は、原則として1年とし、更新することができる</u>。</p> <p>(給与)</p> <p>第6条 <u>招へい研究員</u>には、次の各号に掲げる給与を支給する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 俸給  (2) 通勤手当  2～4 (略)</p> <p>別表 <u>外国人研究員の俸給月額表</u></p>	<p>(1) }  (2) } (同 左)</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、特別招へい教授に支給する給与は、年俸とし、その支給額その他支給に関する事項は、招へい研究員（特別招へい教授を除く。）の労働条件を下回らない範囲で、個別の契約により定める。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総務担当の理事が定める。</u></p> <p>附 則  この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>別表 <u>招へい研究員の俸給月額表</u></p>